

選挙期日当日の投票時間について

南房総市選挙管理委員会では、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定により選挙期日当日の投票所を閉じる時刻の繰上げについて、次のとおり決定しましたのでお知らせします。

なお、期日前投票所の投票時間については、今までどおりとし、変更しないものとします。

1 決定方針

令和7年7月以降に執行する選挙から選挙期日当日の全ての投票所の閉じる時刻を2時間繰り上げて、午後6時までとする。

2 決定理由

- (1) 南房総市では、期日前投票所を7箇所設置し午前8時30分から午後8時まで投票できることもあり、全投票者の4割以上が利用していることから、期日前投票が定着しているといえる。
- (2) 午後6時以降の投票者数は少なく、選挙人へは広報誌、ホームページ、SNS、入場券、ポスター掲示場等へ掲載し周知を徹底することで、投票に支障を来さないと考えられる。
- (3) 繰上げにより投開票結果をより早くお知らせすることができる。
- (4) 働き方改革が叫ばれるなか投票管理者、投票立会人及び事務従事者の負担軽減が図られる。
- (5) 経費削減につながる。（R5衆院選人件費で試算△547,200円）
- (6) アンケートで65.6%の方が繰上げに賛成し、22.5%の方がどちらでもよいとの回答が得られた。

3 アンケート結果（市ホームページに掲載中）

令和6年の衆議院議員総選挙時に期日前投票所及び投票所並びにホームページで、アンケート調査を実施し、1,270人から回答が得られた。

その結果、繰上げに賛成が65.6%、反対が10.9%、どちらでもよいが22.5%であった。また、繰上げ時間は午後6時までが44.7%、午後5時までが25.4%、午後7時までが24.1%であった。

4 参考（公職選挙法（昭和25年法律第100号）抜粋） （投票所の開閉時間）

第40条 投票所は、午前7時に開き、午後8時に閉じる。ただし、市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を2時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を4時間以内の範囲内において繰り上げることができる。

2 （略）